

福井市上下水道局告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市上下水道局経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月17日

福井市上下水道事業管理者 前田 和 宏

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年7月31日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

単独公共下水道日野川処理区

加茂緑苑町、今市町及び上東郷町の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町3字1番地

日野川浄化センター

6 縦覧期間

令和6年7月18日から7月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

7 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡 例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置





